

<新築：一戸建等住宅>

単位：円/税込

		申請内容	設計	中間	竣工
フラット35 財形住宅 フラット35S フラット35維持保全型		確認又は、性能評価をUDIに申請	7,920	15,840	15,840
		確認・建設性能評価をUDIに申請	7,920	13,200	13,200
		単 独 申 請	11,880	19,800	19,800
		竣工済特例（耐震性を除く）			51,480
加算	審査加算 ※1	次の審査を行う場合、各々の手数料を加算します。			
		フラット35S（A若しくはBプラン）又は フラット35で省エネルギー性の審査を行う場合	13,200/戸		※5
		フラット35S（ZEH）の審査を行う場合	※3		※4
		耐震性の審査を行う場合	13,200/棟		
	他機関認定書等 加算 ※2 （認定書等の添付 時に加算）	次の審査を行う場合、各々の手数料を加算します。			
		・フラット35S（A若しくはBプラン）又は フラット35で省エネルギー性の審査を行う場合 ・フラット35S（ZEH）の審査を行う場合		13,200/戸	※5
		耐震性の審査を行う場合		13,200/棟	

<新築：共同建て住宅>

（n：戸数を示します） 単位：円/税込

		申請内容	設計	竣工
フラット35・財形住宅 フラット35S フラット35維持保全型		確認又は、性能評価をUDIに申請	26,400 + 660 × n	26,400 + 5,280 × n
		確認・建設性能評価をUDIに申請	26,400 + 660 × n	26,400 + 3,960 × n
		単 独 申 請	52,800 + 1,320 × n	52,800 + 10,560 × n
フラット35登録マンション		確認又は、性能評価をUDIに申請	26,400 + 660 × n	26,400 + 2,640 × n
		確認・建設性能評価をUDIに申請	26,400 + 660 × n	26,400 + 2,640 × n
		単 独 申 請	52,800 + 1,320 × n	52,800 + 5,280 × n
加算	審査加算 ※1	次の審査を行う場合、各々の手数料を加算します。		
		フラット35S（A若しくはBプラン）又は フラット35で省エネルギー性の審査を行う場合	13,200/棟	※5
		フラット35S（ZEH）の審査を行う場合	※3	※4
		耐震性の審査を行う場合	13,200/棟	
	他機関認定書等 加算 ※2 （認定書等の添付 時に加算）	次の審査を行う場合、各々の手数料を加算します。		
		・フラット35S（A若しくはBプラン）又は フラット35で省エネルギー性の審査を行う場合 ・フラット35S（ZEH）の審査を行う場合		13,200/棟 ※5
		耐震性の審査を行う場合		13,200/棟

- ※1 UDIにて他申請で審査済の場合又は認定書等活用の場合は除きます。  
認定書等活用とは下記認定書（変更認定含む）等を活用する場合はいい、認定書等を提出予定の場合を含みます。  
（以下同じ。）  
1.低炭素建築物新築等計画認定通知書  
2.建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書  
3.長期優良住宅認定通知書  
4.BELS評価書  
5.設計住宅性能評価書
- ※2 他機関で技術的審査又は評価を行った認定書等を活用する場合に加算します。  
但し審査加算の対象となる物件を除きます。
- ※3 BELS評価業務の手数料を引用します。
- ※4 変更があり再審査を要する場合は、1回の変更に付き、設計時の加算料金の半額が適用されます。  
また、元々BELS評価書を活用している場合でBELS評価書を再取得せず、適合証明で確認する場合は、設計時の加算料金が適用されます。
- ※5 元々BELS評価書を活用して変更が生じた場合、BELS評価書を再取得せず、適合証明で確認する場合は、BELS評価業務の手数料を引用します（適合証明で確認後、再審査となる場合は半額）。

## &lt;賃貸住宅&gt;

注) 一棟ごとの金額とします。

(n : 戸数を示します) 単位 : 円/税込

区分	申請内容	設計	竣工
一般	確認又は、性能評価をUDIに申請	$13,200 + 660 \times n$	$13,200 + 3,960 \times n$
	確認・建設性能評価をUDIに申請	$13,200 + 660 \times n$	$13,200 + 2,640 \times n$
	単 独 申 請	$26,400 + 1,320 \times n$	$26,400 + 7,920 \times n$
他機関認定書等活用	単 独 申 請	$26,400 + 1,320 \times n$	$26,400 + 7,920 \times n$ ※2
加算 ※1	次の審査を行う場合、各々の手数料を加算します。		
	断熱構造等で省エネルギー性の審査を行う場合	13,200/棟	※2
	優良な賃貸住宅基準（省エネルギー性）の審査を行う場合	※3	※4

※1 UDIにて他申請で審査済の場合又は認定書等活用の場合は除きます。

※2 元々BELS評価書を活用して変更が生じた場合、BELS評価書を再取得せず、適合証明で確認する場合は、BELS評価業務の手数料を別途加算します。

※3 BELS評価業務の手数料を引用します。

※4 変更があり再審査を要する場合は、1回の変更に付き、設計時の加算料金の半額が適用されます。  
また、元々BELS評価書を活用している場合でBELS評価書を再取得せず、適合証明で確認する場合は、設計時の加算料金が適用されます。

## &lt;中古住宅：一戸建て等住宅&gt;

単位：円/税込

融資種別	区分	手数料
フラット35・財形住宅	一般 及び 優良（開口部断熱、外壁等断熱）	48,840
	優良（フラット35S）及びフラット35維持保全型 ※1	56,100
フラット35リノバ	一般	115,500
	優良（フラット35S）	122,760
住宅融資保険	一般	67,320
加算	次の審査を行う場合、各々の手数料を加算します。	
	フラット35S（Aプラン）省エネルギー性の審査を行う場合 ※2	13,200/件
	フラット35S（ZEH）の審査を行う場合 ※3、4	※5
	耐震性の審査を行う場合 ※6	13,200/件
	別途耐震評価基準の確認が必要な物件	18,480/件

## &lt;中古住宅：マンション&gt;

注）一住戸ごとの金額とします。

単位：円/税込

融資種別	区分	申請内容	手数料
フラット35・財形住宅	一般 及び 優良 （開口部断熱、外壁等断熱）	単独	48,840
		他住戸活用	36,300
	優良（フラット35S）及び フラット35維持保全型 ※1	単独	56,100
		他住戸活用	43,560
フラット35リノバ	一般	単独	115,500
		他住戸活用	102,960
	優良（フラット35S）	単独	122,760
		他住戸活用	110,220
住宅融資保険	一般	73,920	
加算	次の審査を行う場合、各々の手数料を加算します。		
	フラット35S（Aプラン）省エネルギー性の審査を行う場合 ※2	13,200/件	
	耐震性の審査を行う場合 ※6	13,200/件	
	別途耐震評価基準の確認が必要な物件	25,080/件	

- ※1 優良（フラット35S）およびフラット35維持保全型を併用する場合も同額とします。  
フラット35S（ZEH）を選択している場合は「優良（フラット35S）」を適用します。
- ※2 新築時の適合証明書、新築住宅の建設住宅性能評価書又は所管行政庁が交付する書類等、  
既存住宅の建設住宅性能評価書を活用する場合は除きます。
- ※3 外皮基準及び一次エネルギー消費量基準の確認において、BELS評価書、建設住宅性能評価書、  
又は新築時のフラット35の適合証明書で確認できる場合は除きます。
- ※4 共同建て、連続建て又は重ね建ての場合は、BELS評価書又は新築時のフラット35の適合証明書が必要な為、除かれます。
- ※5 BELS評価業務の手数料を引用します。
- ※6 新築時の適合証明書、新築住宅の建設住宅性能評価書、既存住宅の建設住宅性能評価書を活用する場合は除きます。

## 【住棟単位の適合証明(中古マンションらくらくフラット3 5登録用)】

(n : 戸数を示します) 単位 : 円/税込

コース種別	申請内容	備考	手数料
長期登録コース	単独	設計図書等あり	90,420 + 3,300 × n
		設計図書等なし	97,680 + 6,600 × n
個別登録コース	単独	設計図書等あり	108,900 + 5,280 × n
		設計図書等なし	120,120 + 9,900 × n
	他住戸活用	設計図書等あり	90,420 + 5,280 × n
		設計図書等なし	101,640 + 9,900 × n
加算	別途耐震評価基準の確認が必要な物件		上記金額 + 37,620

(中古住宅・注)

- ・他住戸活用とは、原則活用する適合証明書の写し（有効期限内のもの・UDIで発行したもの）を添付できた場合の金額とします。  
※H21.1.5以降にUDIで申請受付をし、適合証明が発行された住戸のみ活用する事ができます。
- ・住棟登録コースの「設計図書等あり」とは、申請住戸全ての床面積及び間取りが確認できる書類が添付できた場合の金額とします。
- ・UDIで耐震評価は行っていません。
- ・提出書類・物件内容によっては、受付及び適合証明の発行が出来兼ねる場合もありますのでご了承下さい。
- ・受付後に不適合が見つかった場合、申請料の返金はできませんので事前に適合要件をご確認の上申請して下さい。

## &lt;遠隔地割増手数料&gt;

単位 : 円/税込

対象地域	割増手数料
<b>【群馬県】</b> 渋川市、沼田市、吉岡町、東吾妻町、長野原町、草津町、中之条町、みなかみ町、榛東村、嬭恋村、川場村、片品村、昭和村、高山村	15,840
<b>【栃木県】</b> 日光市、那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町、塩谷町	

(注) 上記の割増手数料は検査が対象となります。

UDIで同時に2種類以上の検査を実施する場合は下記の通りとします。

- ・基準法の検査が同時の場合：基準法の遠隔地割増手数料を適用とします。
- ・基準法以外の検査が同時の場合：上記割増手数料の1申請分を適用とします。

## &lt;その他手続きの手数料&gt;

単位 : 円/税込

届出の種類	手数料	備考
適合証明書の再発行	6,600	設計・中間検査通知書は除く。中古の事前確認通知書は含む。
フラットの取りやめ届	1,320	確認申請と同時に取りやめる場合
フラットの取り下げ届	1,320	フラットのみを取りやめる場合
フラットの取り下げ届	0	各検査申請を合格前に取り下げる場合
		取り下げ・再申請を行う場合